

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2026年1月28日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事
記

1. 公示件名：全世界（広域）グローバルサウス向けAI人材育成・エコシステム形成にかかる情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：全世界（広域）グローバルサウス向けAI人材育成・エコシステム形成にかかる情報収集・確認調査（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：25a00856

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2026年1月28日

独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界（広域）グローバルサウス¹向けAI人材育成・エコシステム形成にかかる情報収集・確認調査（QCBS ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください²。（全費目課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2026年4月～2027年2月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定³

本件は、2026年度単年度契約になりますので、具体的な部分払等の時期は契約交渉時に確認します。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ガバナンス・平和構築部 STI・DX室

¹ 本調査業務件名のグローバルサウスは、JICAのODA対象国である全開発途上国を指す。

² 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなります、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

³ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年2月3日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026年2月3日12時まで
3	質問への回答	2026年2月6日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2026年2月20日12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2026年3月5日14時
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者は、ありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.（3）参照
- 2) 提出先： <https://forms.office.com/r/2dsZdsisLK>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（2）回答方法

上記2.（3）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

（1）提出期限：上記2.（3）参照

（2）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。
(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。
(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%90%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記 2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位 1 位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章 4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章 4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章 4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と 2) ~ 3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

(3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章 4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙1「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4. (2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ですが、「若手育成加点」は適用しません。

3) 價格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格=100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）=（技術評価点）×0.8+（価格評価点）×0.2

（3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を使い、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（4）契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。
- 4) 応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）
低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙1「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書IIとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

人工知能（AI）は、世界的にもデジタルトランスフォーメーションの推進に欠かせないものとなっており、開発途上国の経済成長にも多大なる貢献が見込まれている。先進国のみならず、開発途上国各政府は、AIを国家戦略の優先事項として位置付け、各国の国家AI戦略を策定・発表しつつある。

多くの開発途上国において、AI人材育成は、重要な施策の1つである一方、実践的なスキルや産業ニーズとの乖離は課題となっている。特に、開発途上国の多くの民間企業等は、現地でのAI人材不足からAI利活用を通じた新しいビジネス・サービスの開発などで後塵を拝していることから実践的なスキルを備えたAIの人材育成は開発途上国の喫緊の課題になっている。

一方、AIで先行する米国や中国と比較した場合、日本はAI関連の投資規模等が比較的まだ小さく、AIの人材育成、計算モデル、インフラ等の整備が一層推進される必要があるが、開発途上国の人材育成を日本が主導して共創的に実施することで、開発途上国のAI利活用促進のみならず、日本・開発途上国間のAIの共同研究やビジネス交流につながり、以て日本のAI利活用促進やイノベーションの実現につながることが期待される。

第2条 調査の目的と範囲

開発途上国の社会課題解決に資する実践的なスキルを備えたAIの人材育成を行い、開発途上国のAIを活用したビジネス創出のエコシステム形成の推進を進めることを目的とする。本調査は、全開発途上国を対象地域としたパイロット事業、及び右実施を通じて得られた知見・教訓に基づきJICAのAI人材育成支援に係る提言を取りまとめるもの。なお、パイロット事業は、①AI人材育成教育コースの実施、②AI人材育成コース優秀修了者ネットワーキング支援、③AI利活用の共同概念実証・開発プロジェクト・起業支援の実施の3ステップを1つのパッケージとし、これを通じて今後JICAが対象とすべきAI人材を定義づけるとともにJICAのAI人材育成支援の方針案を検討する。

第3条 調査実施の留意事項

- ・グローバルサウス諸国に対して教育コンテンツの提供のみならず学生に対する日常支援等を高い質をもって実施する講師陣・チューター体制、及びグローバルに進めるマネジメント体制を有すること。
- ・なお、本調査事業の対象国は複数国・地域に亘るため、バックアップ体制にて英語に加え多言語対応可能なメンバーが配置されるとより望ましい。

第4条 調査の内容

AI教育や共同概念実証等を通じ、当該人材の出身国の社会課題解決に資するAIを活用したソリューション提供や開発、ひいてはビジネス創出を可能とする現地裨益型のAI人材育成を目指している⁴。

本事業は、下記（1）（2）及び（3）を1つのパッケージとしたパイロット事業を2回実施し、その分野に右パイロット事業の結果に基づき（4）の提言を取りまとめるもの。ただし、（3）は本調査において2件の実施を予定しているが、契約期間内の全体スケジュールに鑑み、第1回パイロット事業で2件、第2回パイロット事業は実施なし等にアレンジすることも可能。

（1）AI人材育成教育コースの実施⁵

全開発途上国を対象地域とし（アジア、アフリカ等を中心とした計10以上の国を対象）の現地教育機関、研究機関等と連携し、実践的スキルを備えたAIの人材育成教育プログラムを2026年度中に2回（1回3か月程度）を実施する。対象国は事前にJICAと合意する。なお、当該対象国・機関等は、JICA事業を実施中又は関連のある国をJICA側から一部提示を予定⁶しているが、プロポーザルにて受注者からの提案も可とする⁷。

現時点では、教育コンテンツとして、機械学習、深層学習、教師あり学習、教師無し学習、時系列データの処理、モデルの検証・評価・チューニング、特微量エンジニアリング、Python基礎、Pythonを活用した計算・加工処理、データの可視化等を想定しているが、右に限らず具体的な内容を提案可能。

① 全開発途上国のうち10カ国以上で参加・受講可能な人材育成教育コースを実施

⁴ 本調査業務は、AI研究者の育成ではなく、AIを活用した途上国の課題解決に貢献する途上国に根差したAI人材の育成を促進するためのAI人材育成モデルや課題を、パイロット事業を通じて検証することを目的として実施する。現時点で、JICAは第4条（1）（2）及び（3）を一連のサイクルとする人材育成を仮説としているが、類似の取り組みの経験・実績等に基づき、他のより良いと考えられる方法論があればプロポーザルにて提案可。

⁵ 上述のとおり、AIを活用した課題解決を目的としたAI人材の育成を目的とすることから、講義内容の構成も実務重視の内容とする。

⁶ アセアン工学系高等教育ネットワーク（AUN/SEED-Net）やエジプト日本科学技術大学E-JUST等の拠点大学等を含む。詳細は、調査期間を通じて、JICAと受注者との協議により決定。なお、JICAが指定する教育機関等はJICAから教育コース実施にかかる周知等の側面支援を行う。

⁷ 対象国等の選定に關し、既往の協力関係のある国・機関を中心としつつ、AI分野で関係構築が望ましい又はポテンシャルのある教育機関を広く捕捉、対象機関とする。

する。オンライン（講義の配信）及びオフライン（下記③の講義後フォロー等）を組み合わせた実施とし、各国・地域の教育水準、教育環境、産業ニーズを踏まえ、AIの基礎から応用・実践（共同研究等が可能となるレベル）まで体系化したコースを設計・実施する。なお、既存のAI教育コンテンツの活用やAIコンテンツ提供企業等との共創も可とする。受講者の各国のインターネット事情等を鑑み、教育コースの各モジュールはライブ配信当日から約1週間程度視聴可能な形式を整える。

- ② 2回の実施で1.5-2万人規模の登録者、コース修了者5,000~7,000人程度を想定した実施体制を構築する（修了率30%程度を目標値とする）⁸。コースの構成回数は受注者にて計画・検討可。コース受講を希望する者は、参加費等の負担なく参加できるものとするが、コースを理解するに必要な基礎的な数学等、コース参加段階或いはコース実施過程でチェックする仕組みを導入する。主な対象者は高等専門学校や大学生・大学院生又は同等程度とする。また、JICA及び受注者の事前の合意により、JICAが協力する開発途上国政府実施機関等の社会人も受講者対象者とする。
- ③ 講義は基本的にインラクティブなものとなるよう工夫する。コース内の各講義では出席参加記録のみならず、毎回提出課題を必須と課し、提出内容に応じて参加者の理解度を客観的に測る仕組みを構築するとともにし実践する。
- ④ コース実施にあたっては、継続参加率や修了率を重視し、本邦・現地の研究者等によるメンターシップにより受講者の理解及び定着促進を図る。また、本コースの講義実施者のみならず、受講者数に応じたチューターやコース実施アシスタントを配置し、コース参加者からの質問や相談を受け付ける体制を構築する⁹。
- ⑤ LMSを活用し、各学習者の学習進捗をコース管理者及び受講者自身が確認できる仕組みとする。また、コース参加者同士や参加者とチューターがいつでも意見交換できる体制を構築し、ピア学習やオンラインによる相談を受けられる体制を構築する¹⁰。
- ⑥ コース修了者が達成すべき水準を明確に示し、これに応じて各参加者の修了・未達を客観的に示すことができるコースとする。
- ⑦ コースをより魅力的なものにするために、1回のコース実施期間中に一部講義（4-5回程度）について、当該コースへの参加者の多い国・教育機関に出張し対面での講義実施（他国受講者向けに同時にオンライン配信）及び現地情報収集を行うことを妨げない。
- ⑧ コース中にAIの応用・実践的な課題を提示し、参加者の習熟度等で優劣が付けられるような仕組みを導入する。
- ⑨ コース修了者に対して本コース修了証を交付することは可能とするが、大学・研究機関等の正式な学位や単位等には位置づけない。
- ⑩ AI人材育成教育コースの実施を通じた評価指標及びモニタリング体制を第1回コース実施の開始前に予め定め、第1回及び第2回を通じて評価・モニタリングを行う¹¹。

⁸ 目標値として修了率を30%程度と設定するが、右指標は本調査受注者の評価の対象とはしない。ただし、修了率を一定程度に引き上げるための課題の特定、対応策等について本調査を通じて明らかにするとともに、本調査終了時に取りまとめる提言にて整理すること。

⁹ プロポーザルにおいて具体的な提案を行うこと。

¹⁰ プロポーザルにおいて具体的な提案を行うこと。

¹¹ プロポーザルにおいて具体的な提案を行うこと。

(2) AI 人材育成コース優秀修了者ネットワーキング支援（企業等とのネットワーキング、共同概念実証・共同開発プロジェクト等の計画）

上記（1）コースを修了した成績優秀者と日本の AI 研究者・起業家・企業等との交流の場を企画・実施する（各プログラム終了後、年 2 回）

① 優秀受講者の本邦ネットワーキング機会¹²（約 15 名／回、計 30 名程度）

・修了者のうち優秀な受講者を対象に、約 1 週間程度の本邦大学・研究機関・企業・起業家等とのマッチング機会を調整し、社会実装のための実践的 AI スキル習得及び本邦企業や AI スタートアップ等とのネットワーキングの機会を提供する。実施場所に特に定めはないが、1-2 都市程度（東京及び必要に応じ地方都市）を目安とする。

・対象者選定にあたっては、国・地域や対象者の関心分野等のバランスを考慮のうえ検討のこと。対象者の最終決定に際しては、事前に JICA と確認する。

・受注者は、受け入れ候補者の選定、本邦受入の手続き、参加者の旅費・宿泊日当、旅行保険等を含む負担等の対応を実施する。

(3) AI 利活用の共同概念実証・開発プロジェクト・起業支援¹³（計 2 件程度）

上記（2）参加者のうち、自立的起業や社会実装化の可能性がある者に対して、本邦・現地企業又は研究機関と実践的取組を通じた連携強化を目的とした AI 利活用の概念実証、開発プロジェクトなど実施を支援する。ただし、上記

（1）修了者のうち、特に優秀な者については上記（2）を経ずに（3）を実施することも可。

① 本取組を通じて、受講者の AI 活用の実践能力の向上とともに、現地機関・行政・企業等との連携によるエコシステム形成に資する。受注者自身が AI 利活用の概念実証や開発プロジェクトの機会を提供できるのであればこれを妨げない。

② 概念実証、開発プロジェクトについては、開発途上国からの参加者と PoC、開発プロジェクトに参加する教育・研究機関、民間企業との間での金銭授受を前提しない。また、知財等の扱いについては、概念実証、開発プロジェクト実施後に参加者で係争とならないようあらかじめ整理し、参加者間で合意を形成する。

③ 概念実証、開発プロジェクト実施期間中、活動推進に必要な関係者間でのコミュニケーションが成立する前提で、開発途上国からの参加者は必ずしも本邦滞在を前提にするものではない。

(4) AI 人材育成にかかる提言

上記（1）～（3）の結果を踏まえ、開発途上国の AI 人材育成に係る JICA および関係機関への提言を取りまとめる。現時点で想定される内容は以下項目の

¹² 本邦ネットワーキングは、AI 人材育成教育コース修了者が日本の AI エコシステムを学ぶ機会でもあるが、視察ではなく、本邦企業等とのマッチングを主な目的・成果とする。

¹³ 共同概念実証・開発プロジェクト・起業支援は、第 4 章（1）AI 人材育成教育コース、及び（2）AI 人材教育コース優秀修了者ネットワーキングの結果次第で対象分野を含む具体的な検討が可能となることから、プロポーザルにおいては、実施内容については問わない。他方、途上国の AI 人材育成の仕組みづくりの一環として（3）の取り組みをどのように設計・活用しうるか、（3）の実施方針及び日本側の体制について具体的に提案のこと。

とおり。ただし、提言内容項目は、本業務実施過程を踏まえて、JICAと協議のうえ検討・決定することとする。

① AI人材育成教育プログラム

- ・AI教育対象者・対象機関の選定（プログラム修了率向上のための施策等）
- ・AI教育カリキュラム・教材設計（国・地域、専門性・学術レベル等の別による効果的なAI教育枠組等）
- ・現地の講師の育成等、AI人材育成を担う持続的な人材育成体制

② 実践・研究・起業支援

- ・AI教育プログラム修了者の社会実装パス
- ・現地教育機関・起業と本邦教育機関・起業との連携・共創可能性

③ 現地AIエコシステム形成

- ・現地教育機関・研究機関・起業・政府関係機関の連携強化に向けた検討

④ JICA人材育成協力方針

- ・JICAが対象とすべきAI人材育成のAI人材の定義
- ・対グローバルサウス向けAI教育のモデル・仮説
- ・優先対象地域及び展開モデル案

第5条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

・インセプションレポート

【提出期限】契約開始後1か月以内

【記載項目（例）】業務実施計画、対象国・機関の選定方針等

【部数及び形式】1部・和文（PDF）

・中間調査報告書

【提出期限】第1回パイロット事業完了後1か月以内

【記載項目（例）】AI教育講座実施状況、OJT・共同研究開発の実施状況、AI人材育成モデル・仮説案の暫定整理等

【部数及び形式】1部・和文（PDF）

・最終調査報告書

【提出期限】履行期限末日

【記載項目】上記第4条（1）～（3）の実施結果及び教訓と課題、及び、（4）AI人材育成及びエコシステム形成にかかる提言を調査報告書の主要記載項目とする。

（例）各パイロット事業実施結果の評価（課題及び対応策、提言）、AI人材育成モデル・仮説案、提言等

【部数及び形式】和文（PDF）、CD-R 2部

各報告書等の記載事項は、契約開始後に発注者と協議して確定する。

第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1. (2) 「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	現地大学及びその主要関係者（受け皿となる教授や研究者等）の候補リスト及びその中で最大5大学における本調査での具体連携案	第3条 調査実施の留意事項
2	パイロット事業の現時点での案（JICAでは第4条(1)(2)及び(3)を1つのサイクルとした人材育成を現時点での案としているが、過去の経験・実績に基づく別の方法論をプロポーザルにて提案可）	第4条 調査の内容
3	パイロット事業にかかる実施監理手法 特に、大規模人数に対する教育プログラムの実施にかかる実施監理手法・体制の提案	第4条 調査の内容

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：日本国内および途上国でのAI人材育成教育・AI教育カリキュラム策定、及びインキュベーション支援・輩出等関連業務（前者と後者の両方の類似業務の実績が、様式4-1（その2）の3件に含まれている場合には、高く評価する。）

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

- ・評価対象とする業務従事者の担当専門分野
➤ 業務主任者／〇〇
※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（1号）】

- ① 対象国及び類似地域：全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

第2章特記仕様書案第4条のとおり

（2）業務量目途

1) 業務量の目途

約35.83人月

2) 渡航回数の目途 延べ20回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）配付資料／公開資料等

1) 配付資料

特になし

2) 公開資料

- JICA DXの6つの柱：AI協力

https://www.jica.go.jp/about/dx/six_pillars/pillar_3/

- 日 ASEAN・AI 共創イニシアティブ
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100927259.pdf>

(4) 対象国の便宜供与

なし

(5) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、各国 JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

3. プrezentationの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

(1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】193,915,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

本案件は定額計上があります（30,000,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる 範囲	費用項目
1	共同概念実証・開発プロジェクト	「第2章 特記仕様書案 第4条 調査の内容 3) AI 利活用の共同概念実証・開発プロジェクト、起業」	10,000,000円 =5,000,000円×2回	共同概念実証・開発プロジェクトは①データ関連（収集・整理等含む）、②モデル開発、③計算資源にかかる費用を含む外部への業務委託、及びAIプログラム優秀修了者（参加者）旅費及び日本滞在費用等を想定して1件500万円を定額計上としている。ただし、①②等について業務従事者又は受注者が直接雇用にて対応する場合は、当該経費を契約交渉にて一般業務費等にて流用することも可とする。 ※参加者の参加形態は日本滞在・現地オンラインいずれでも可	一般業務費 (セミナー等 実施関連費)

2	AI 人材育成教育コース優秀修了者ネットワーキング支援にかかる費用	「第 2 章 特記仕様書案 第 4 条 調査の内容 2) AI 人材育成教育コース修了者ネットワーキング支援	20,000,000 円 =10,000,000 円 × 2 回	AI 人材育成教育コース優秀修了者を対象に本邦ネットワーキング支援にかかる費用 2 回分（参加者の日本往復旅費・日当宿泊、ネットワーキング開催費用（会場費、地方都市移動交通費、謝金、資料作成、ネットワーキング企画運営にかかる要員等）等）	一般業務費（セミナー等実施関連費）
---	-----------------------------------	--	-------------------------------------	--	-------------------

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することができます。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の 10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

なお、本調査は全世界を対象とし、パイロット事業の実施過程において事業の有効性が高く認められる国を対象に渡航し現地調査を行うことを想定しているため、プロポーザルにおいては、業務計画案に照らし渡航が想定される国を仮定して下さい。但し、QCBS 案件価格競争における公平の観点から、見積については、調査対象有力国の一つと考えるナイジェリア想定で積算してください。

渡航先国及び時期については、業務開始後に JICA と相談のうえ決定してください。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（9）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

（10）その他留意事項

特になし

別紙2：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	12	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	2	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者／〇〇</u>	(一)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(一)	(4)